自己負担限度額 (月額)、入院時の食事代

自己	所得区分		高額療養費の自己負担限度額		入院時食事代の	
負担 割合			外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	標準負担額 (1食あたり)	
3割	現役住民税課税所得並み690 万円以上の人		252,600 円+ (医療費-842,000 円) ×1% (注 3) 多数回 140,100 円			
	所得 者	住民税課税所得 380 万円以上の人	167,400 円+ (医療費-558,000 円) ×1% (注 3) 多数回 93,000 円		460 円	
	(注 1)	住民税課税所得 145 万円以上の人	,	-267,000 円)×1% (回 44,400 円		
1割	一般(現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人)		18,000 円 年間上限 144,000 円	57,600 円 (注 3) 多数回 44,400 円	下記以外 の指定難 病患者等	260 円
	低所得者II (世帯全員が住民税非課 税の低所得者 I 以外の 人)		8,000円	24,600 円	90 日までの入院	210 円
					過去 12 か月で 90 日を 超える入 院(注4)	160 円
	低所得者 I (注 2)			15,000 円	100円	

- (注1) 住民税課税所得が145万円以上の被保険者。ただし、被保険者の収入合計額が以下の場合 は申請することにより「一般」の区分となります。
 - 一人で383万円未満の人
 - 二人以上で520万円未満の人
 - ・ 一人で 383 万円以上でも、世帯内に 70 歳以上 74 歳以下の人がいる場合、その人も含め 520 万円未満の人
 - ・ 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者で、総所得金額等から住民税の基礎控除額を差し引いた額の合計額が210万円以下の人
- (注2) 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額 を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人
- (注3) 過去12か月以内に3回以上、自己負担限度額の上限に達した場合4回目から該当となり、 上限額が下がります。
- (注4) 限度額適用・標準負担額減額認定証(低所得者 I 以外)の認定期間中の入院日数が対象